

個人情報保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について

デジタル改革関連法の背景

—資料 2 - 1 参照—

- ◇流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ◇悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ◇新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ◇少子高齢化や自然災害など社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

個人情報保護制度見直しの全体像

—資料 2 - 2 ~ 4 参照—

個人情報保護制度に求められるもの

- ◆社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
- ◆個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
改正の方向性

- ◇「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- ◇法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- ◇その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

本市条例改廃の方向性

- ❖個人情報の主体は市民であることを十分意識する。
- ❖個人情報の適正な取扱いに関して、法律の規定に従い、条例で必要な事項を定めることにより個人の権利利益を保護する。
- ❖現行の制度と比べて手続きが著しく異なったり、負担が増加しないよう、十分配慮する。

改正法と条例の主な相違点

—資料 3 参照—

制度見直し検討項目（資料 3 より抜粋）

—資料 4 参照—

- 項目 1 手数料
- 項目 2 開示決定等の期限
- 項目 3 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿
- 項目 4 条例要配慮個人情報の扱い
- 項目 5 行政機関等匿名加工情報の提供等
- 項目 6 収集の制限、目的外利用・外部提供の制限、オンライン結合による提供の制限
- 項目 7 審査会への諮問・審査会の役割
- 項目 8 開示義務（情報公開条例の開示範囲規定との整合性）
- 項目 9 その他条例で定めることができる項目
（実施機関の定義・事業者に関する規定・市民の責務・運用状況公表等）
- 項目 10 その他制度の変更点（開示請求権・任意代理人による請求権・漏えいの報告等）

デジタル改革関連法の全体像（令和3年5月19日公布）

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + **国民の利便性**向上を図る**データ活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係3法を**1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータルからも登録**できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

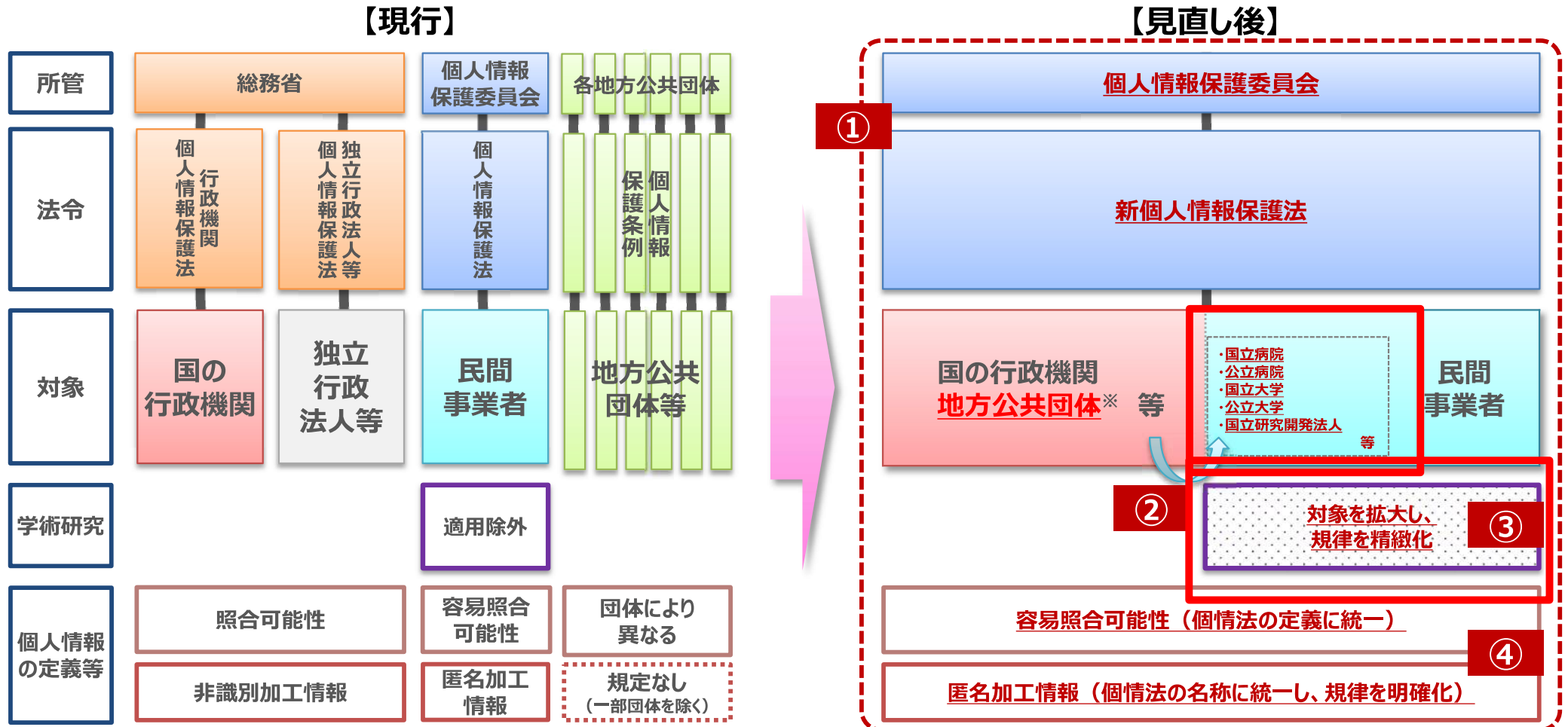
⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

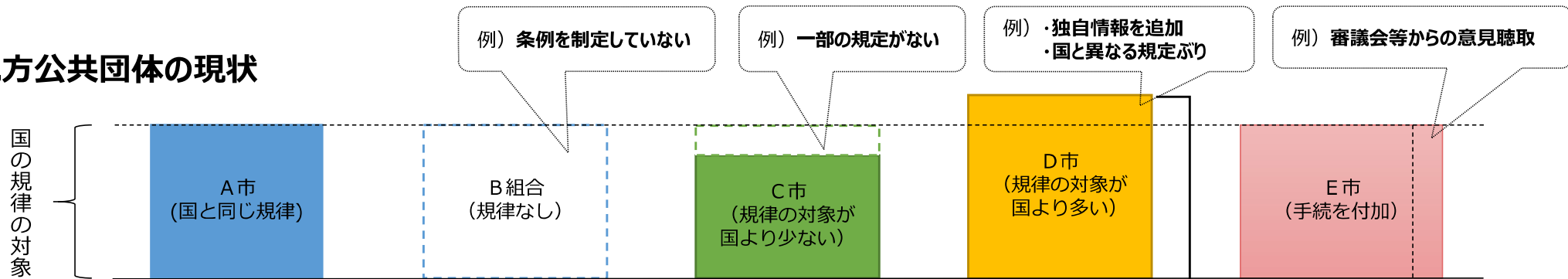
<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

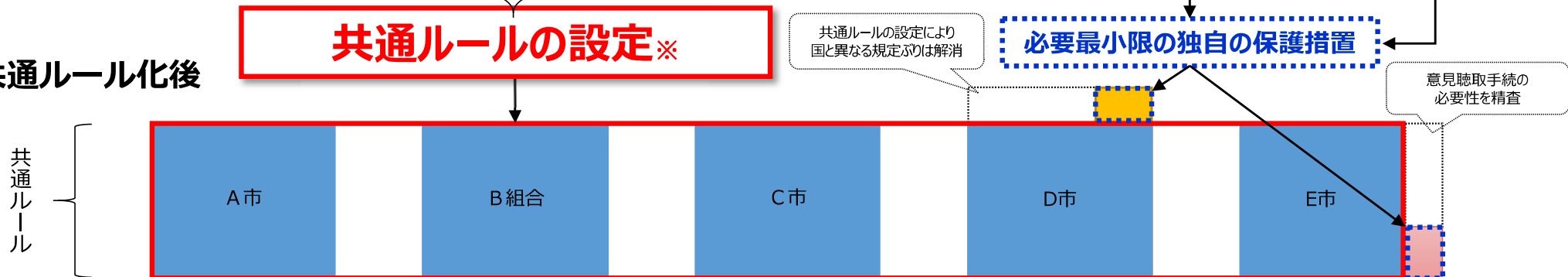
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

改正個人情報保護法と芦屋市個人情報保護条例との主な相違点及び対応の方向性について

※原則、改正法及びガイドライン等に基づき適切に運用する。

検討項目	項目名	本市個人情報保護条例（現行条例）		改正個人情報保護法（改正法）		論点を踏まえた現時点の方向性	備考（■：個人情報保護委員会の見解、◎：本市の状況・留意点等）
		条項	規定内容	条項	規定内容		
1	開示請求等の手数料	39条	開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は、無料とする。 第26条の規定により、写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。	89条	・地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。 ・「実費の範囲内」の「できる限り利用しやすい額」を手数料とする。	・新条例において、現行条例どおり「手数料を無料とすること」「規則で定めるところにより、写しの作成その他の交付に要する費用を負担すること」の規定を設けるか要検討	◎現行条例では、個人情報の開示制度が、個人の権利利益を保護するための制度であり、特定個人の便宜に供するものではないとの観点から、手数料を無料としている。
2	開示決定等の期限	24条1項	・「開示請求があった日から15日以内」に決定をしなければならないとして、初日不算入の15日以内を期限として規定。 ・運用上、期間の末日が休日等の閉庁日にあたる場合であっても、考慮せずに、期限内の開庁日に対応している。	83条1項	・「開示請求があった日から30日以内」に決定をしなければならないとして、初日不算入の30日以内を期限として規定。 ・一般的な期間計算を採用しており、民法140条に基づき、開示請求があった日の翌日から起算し、同法142条により期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。	・新条例において15日以内に短縮する規定を設けるか要検討	■開示等の手続きに関する事項については、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を妨げるものではないとされており、法定期限を改正法より長い期間とすることは許容されないが、短い期間とすることは許容される。 ■期間計算の方法については、改正法と異なる方法を法施行条例で規定することはできない。 ■期限について、法施行条例で短縮する場合に、意見書提出の機会の付与を行った場合等、条件に応じて法定の期限内で期限に差を設けることはできる。
2	開示決定等の延長	24条2項	期限を開示請求があった日から60日以内に限り延長可能。 ※初日不算入	83条2項	期限を30日以内に限り延長可能（当初の期限と合わせて60日以内となる）。 ※初日不算入	・新条例において15日以内に短縮した場合、改正後は、通常15日、延長して最大45日となる（現行は、通常15日、延長して最大60日）。	◎開示決定等の期限を15日に短縮した場合、延長30日が最長となり、合わせて45日となってしまふ。
2	開示決定等の期限の特例	—	—	84条	開示請求に係る保有個人情報が著しく大量のため、開示請求があった日から60日以内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、期限の特例が適用される。 ※初日不算入	・新条例において45日以内に短縮する規定を設けるか要検討	■改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を妨げるものではないとされており、法定期限を改正法より長い期間とすることは許容されないが、短い期間とすることは許容される。 ■法84条で「60日以内」とされている期間は法83条1項及び2項の期間の合計である。
2	訂正請求	28条～33条	・未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。 ・訂正決定等の期限について、訂正請求があった日から30日以内 ・実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日から60日以内に限り延長することができる。	90条～97条	・未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。 ・訂正決定等の期限について、訂正請求があった日から三十日以内 ・行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。	・新条例での規定なし（改正法の期限は現行条例どおり）	◎改正法では、任意代理人による訂正請求が認められるため、適切に運用できるよう手続き方法を検討する。

検討項目	項目名	本市個人情報保護条例（現行条例）		改正個人情報保護法（改正法）		論点を踏まえた現時点の方向性	備考（■：個人情報保護委員会の見解、◎：本市の状況・留意点等）
		条項	規定内容	条項	規定内容		
2	利用停止	34条 ～ 38条	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止をすることができる。 ・利用停止決定等の期限について、利用停止請求があった日から三十日以内 ・実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日から六十日以内に限り延長することができる。 	98条 ～ 103条	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。 ・利用停止決定等の期限について、利用停止請求があった日から三十日以内 ・行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新条例での規定なし（改正法の期限は現行条例どおり） 	◎改正法では、任意代理人による訂正請求が認められるため、適切に運用できる手続き方法を検討する。
3	個人情報ファイル簿	—	—	74条 75条	<p>個人情報ファイル簿（個人情報ファイル（1,000人以上のデータベース）の概要に関する帳簿）の作成・公表を義務化 ※作成目的：保有個人情報の適正な管理、透明性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新条例で、「1,000人未満の個人情報ファイルを作成すること」及び「審査会に個人情報ファイル簿の公表について報告すること」について規定を行うのか要検討（あわせて、個人情報取扱事務登録簿は廃止できるか要検討） 	<p>■審査会に事後的な報告を行うものであっても、個別の案件の処理に関して審査会等への報告や意見聴取を要件化するような条例は許容されない。他方、個別の案件とは関係なく、地方公共団体における個人情報の取扱い全般についての監査を行うため、定期的に個人情報の取扱い状況についての報告を行うこととする事は可能。</p> <p>■個人情報ファイル簿の作成・公表に当たり、その記載事項についての報告を行い、内容の真正性や表現の分かり易さなどについての確認を受けるものとする事は可能と考えられるが、審査会において法に照らした個人情報ファイル簿の記載事項の適正性についての判断を行うことはできない。</p>
3	個人情報取扱事務登録簿	6条	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事務の開始・廃止の届出 ・個人情報取扱事務届出の審査会への報告 ・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表義務 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事務登録簿は廃止とし、1,000人未満の個人情報ファイル簿を作成するのか要検討 ・個人情報取扱事務届出に関しては審査会に報告していたことから、個人情報ファイル簿に関しても審査会に報告するのか要検討 	◎法改正により個人情報ファイル簿を作成することが義務付けられる。従来の個人情報取扱事務登録簿は事務ごとに作成されるが、個人情報ファイル簿はその事務で取り扱うファイルごとに作成され、より細分化されるため、その存在及び利用実態を明確に市民に公表できる。
4	条例要配慮個人情報の扱い	—	—	60条 5項	<p>地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものが存在する場合を考慮し、条例で定めることにより、「条例要配慮個人情報」を追加できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新条例での規定なし（条例要配慮個人情報は定めない場合） 	<p>■法の規律を超えて、要配慮個人情報について、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。</p> <p>◎本市では条例要配慮個人情報を規定すべき特段の地域的事務は現在のところ見当たらない。</p>
5	行政機関等匿名加工情報の提供等	—	—	109条 ～ 123条	<p>自治体が保有する個人情報ファイル（1,000人以上）を、個人を識別できないように匿名加工した上で、利用を希望する民間業者を募集し提供する制度。 ※当分の間、都道府県及び指定都市に適用、他の地方公共団体の実施は任意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新条例での規定なし（行政機関等匿名加工情報を実施しない場合。その際は手数料の規定についても規定不要。） 	<p>◎行政機関等匿名加工情報の提案募集は現在事例が少なく、更なる事例やノウハウの研究が必要なため、当分の間実施せず、今後の国、県・他市町村等の動向を注視する。</p> <p>◎匿名加工情報の提案募集を行わない限り、匿名加工情報の利用に係る手続きは生じない。</p> <p>◎個人情報ファイル簿は改正法の施行に合わせて整備する。</p>

検討項目	項目名	本市個人情報保護条例（現行条例）		改正個人情報保護法（改正法）		論点を踏まえた現時点の方向性	備考（■：個人情報保護委員会の見解、◎：本市の状況・留意点等）
		条項	規定内容	条項	規定内容		
6	収集の制限	7条	個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき。 (2) 法令又は他の条例の規定に基づくとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 第14条第2項の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。 (5) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (6) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。	61条～64条	本人収集の原則に言及する規定はない。	・新条例での規定なし（改正法及びガイドライン等に基づき運用する必要があるため。）	■条例により、本人外収集制限規定を設けることは許容されない。 ■多くの条例で定められている取得制限は、個人情報の保有の制限等について定めた改正法第61条等を適切に運用することで同様の結果が得られるものであるから、法の定める規範全体や執行面を含めた法体系全体では必要な保護水準を確保しているとしている。 ■①個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要で、利用目的の範囲内に限定されていること、②安全管理措置義務があること、③訂正請求等による本人関与が可能となっていることなどから、改正法では本人外収集制限規定はない。 ◎本市では、6号の審査会に諮問した個人情報の収集について、「防犯カメラの設置」、「公用車のドライブレコーダー設置」、「図書館システムの貸出履歴」の3件があった。
6	個人情報の保有制限	8条1項	所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を収集できる。	61条1項	法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有できる。	・新条例での規定なし（改正法及びガイドライン等に基づき運用する必要があるため。）	◎現行条例の規律から大きな変更はない。 ◎不適正な利用の禁止（63条）、漏えい等の報告等（68条）等が新たに適用される。
6	要配慮個人情報の扱い	7条3項	実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために特に必要があると実施機関が認めるとき。	—	民間の個人情報取扱事業者は、要配慮個人情報の取得が原則禁止（20条2項）。これに対し、公的部門は規定がなく、通常の個人情報の保有制限等の規定が適用される。公的部門では、法令上の事務の遂行に必要な個人情報しか保有（取得）が認められていないため（61条1項、2項）、特定の種類の個人情報の保有について重ねての制限規定は置かれていない。	・新条例での規定なし（改正法及びガイドライン等に基づき運用する必要があるため。）	■個人情報の保有制限規定（改正法61条）の他、不正な手段による個人情報の取得の禁止（64条）、不適正な利用の禁止（63条）、正確性の確保（65条）等により、必要かつ適切な保護水準が確保しているとしている。
6	目的外利用・外部提供	14条	個人情報の目的外利用・外部提供は原則禁止（法令に基づく場合を除き）。例外として、 ①本人同意があるか本人に提供する場合、 ②法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で内部利用し、利用に相当の理由がある場合、 ③他の実施機関等が個人情報の提供を受け、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、個人情報を利用することについて相当な理由がある場合、 ④出版、報道等により公にされている場合、 ⑤人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合 ⑥審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認められる場合に限り、目的外利用及び外部提供可能。	69条	個人情報の目的外利用・外部提供は原則禁止（法令に基づく場合を除き）。例外として、 ①本人同意があるか本人に提供する場合、 ②法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で内部利用し、利用に相当の理由がある場合、 ③他の行政機関等が個人情報の提供を受け、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、個人情報を利用することについて相当の理由がある場合、 ④専ら統計・学術研究目的で提供する場合、 ⑤本人利益になる場合、 ⑥その他特別の理由がある場合に限り、目的外利用及び外部提供可能。	・新条例での規定なし（改正法及びガイドライン等に基づき運用する必要があるため。）	■審査会に意見聴取することを目的外利用・外部提供の条件とする場合のように、改正法の規律以上の条件で目的外利用・外部提供を認める旨の規定は、同法以上の制限となるため、条例に規定を設けることは許容されない。 ■改正法69条2項各号に該当する場合であっても、行政機関等は、保有個人情報の提供を義務付けられるものではないため、個人情報保護の水準を維持できるよう個別具体的に判断する。 ◎本市では、6号の審査会に諮問した目的外利用・外部提供について、現在も継続して行っているものはない。

検討項目	項目名	本市個人情報保護条例（現行条例）		改正個人情報保護法（改正法）		論点を踏まえた現時点の方向性	備考（■：個人情報保護委員会の見解、◎：本市の状況・留意点等）
		条項	規定内容	条項	規定内容		
6	オンライン結合による提供の制限	15条	実施機関は、オンライン結合（通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。	—	—	・新条例での規定なし（改正法及びガイドライン等に基づき運用する必要あるため。）	■改正法では、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。 ■オンライン結合について、典型的に審査会への諮問を要件とすることも、改正個人情報保護法の趣旨に照らして許容されないと解される（システムを利用する個人情報の取扱いにおける安全管理措置をどのように行うべきかという運用ルール作りの際に審査会に諮問することは許容される。）。 ■地方公共団体は、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には、改正法第166条に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることができる。 ■安全管理措置の一環として、関係職員を構成員とする委員会を設け、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることはできる。 ◎本市では、2号の審査会に諮問したオンライン結合について、「阪神医療福祉情報ネットワークシステム患者情報共有システム」、「市立芦屋病院の病診連携システム」、「クラウド型学習支援ソフト」、「兵庫県森林クラウドシステム」の4件があった。
7	議会の諮問	40条4項	議会の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議会は、前項各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することができる。	—	—	・現行どおり審査会が議会の諮問を受けるのか要検討（審査会条例等の規定を変更する必要がある。）	■改正法105条3項の行政不服審査法81条1項又は2項の機関や法129条の審議会その他の合議制の機関が、法第5章の適用が無い議会における個人情報の取扱いに関して、諮問等を受けることは妨げられない。 ■全国市議会議長会等が総務省及び個人情報保護委員会と協議して示された議会の条例イメージでは、執行機関の附属機関である審査会に諮問するケースを想定している。
7	審査会の設置根拠	40条審査会条例	「芦屋市附属機関の設置に関する条例」及び「芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例」に規定がある。	105条	・開示決定等に係る審査請求については、行政不服審査法81条1項または2項の機関に諮問することとされている。 ・当該機関の組織及び運営に関して必要な事項は条例で定めなければならない。	・審査会の設置、組織及び運営に関する条例の整備について、定めなければならない事項はないのか要検討 ・芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例において、行政不服審査法81条1項又は2項の機関として位置づける規定を設けるのか要検討	■審査会等の設置根拠となる条例において、行政不服審査法81条1項又は2項を根拠とする旨を明記する必要は必ずしもないものと考えられるが、個人情報保護審査会が、不服審査法81条1項又は2項の機関であることを明確に位置付けるために、条文上明記することは望ましい。 ◎「芦屋市附属機関の設置に関する条例」及び「芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例」の改正が必要となる。
7	審査会の役割	審査会条例	「芦屋市附属機関の設置に関する条例」には以下のとおり規定がある。 芦屋市情報公開条例16条3項及び4項並びに芦屋市個人情報保護条例40条3項及び4項の規定による諮問に関する事項についての調査審議、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律28条1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い並びに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について意見を述べること。	129条	個人情報の保護に関する施策等を講じる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に、審査会に諮問をすることができる。	・審査会の担当事務について条例で規定する必要があるため内容について要検討（芦屋市附属機関の設置に関する条例等の規定を変更する必要がある。）	■個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審査会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

検討項目	項目名	本市個人情報保護条例（現行条例）		改正個人情報保護法（改正法）		論点を踏まえた現時点の方向性	備考（■：個人情報保護委員会の見解、◎：本市の状況・留意点等）
		条項	規定内容	条項	規定内容		
8	開示義務	19条	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護条例では、①生命等安全情報、②第三者情報、③法人情報等④公共の安全と秩序に関する情報⑤意思形成過程情報⑥事務事業執行過程情報⑦任意提供情報⑧法令秘情報を非開示情報として規定。 情報公開条例では、①個人情報②法人情報③公共の安全と秩序に関する情報④意思形成過程情報⑤事務事業情報⑥任意提供情報⑦法令秘情報を非公開情報として規定。 	78条	<ul style="list-style-type: none"> 改正法で不開示情報とされている情報であっても、情報公開条例で開示情報となっていれば、条例で規定することにより開示情報とすることができる。改正法で不開示情報とされていない情報であっても、①情報公開法第5条中の不開示情報に準ずる情報で、②情報公開条例で非公開とされている情報のうち整合性確保のため不開示とする必要のある情報については、条例で規定することにより不開示情報とすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 新条例での規定なし（情報公開条例の不開示情報と大きな齟齬はみられないため） 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開条例との整合性確保以外の観点から条例に非開示情報を規定することは改正法の趣旨を超えるものと考えられる。 改正法では法令秘情報がないが、外形的に法令秘等情報に該当することのみをもって条例により不開示情報として定めることは許容されない。他の法令の規定により開示することができないとされている情報については、通常法78条1項各号のいずれかに該当するものと考えられるが、当該情報が法78条1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要がある。 公務員の氏名について、改正法では、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で（不開示情報から除外されていない）、法第78条第1項第2号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。
9	実施機関の定義	2条1号	実施機関は、市長、消防長、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。	2条11項2号	地方公共団体の機関は、執行機関及び議会からなるが、本号では議会を除いている（第二章、第三章及び第六十九条第二項第三号は除く）。よって、対象機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、消防長、公営企業管理者（病院事業管理者）となる。地方公共団体の機関が行う病院には、原則として民間部門と同じ規律が適用される。	<ul style="list-style-type: none"> 新条例で財産区についての定義の規定を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎改正法の対象から議会が除かれるため、議会で条例を制定する必要がある。 ◎市立芦屋病院は、個人情報等の取扱いに関して、基本的に、個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第4章）が適用される。公的部門の規律のうち、適用を受けるものとしては、個人情報ファイル簿に関する規律（法第75条）、開示、訂正、利用停止及び審査請求（法第5章第4節）に関する規律、匿名加工情報に関する規律（法第5章第5節）等がある。
9	事業者における個人情報保護	2条10号 4条 44条～ 48条	事業者の定義、事業者の責務、事業者に対する指導及び助言、事業者に対する説明又は資料の提出要請、事業者に対する勧告（審査会の意見を聴いた上で）、事実の公表（審査会の意見を聴いた上で）、（事業者の個人情報の取扱いに関する）苦情の相談の処理	13条 14条	区域内の事業者への個人情報の適正な取扱いを確保するための支援、苦情処理のあっせん等を規定。	<ul style="list-style-type: none"> 新条例で現行条例の事業者に関する部分の規定を行うのか要検討 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規程を設けることは妨げられない。 法は、地方公共団体に対して事業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、事業者に対して強制力を伴う形で事実確認や是正勧告を行うことはできない。地方公共団体独自の措置として、任意の協力を求める形で事業者に対して事実確認及び是正勧告を行うことは妨げられないが、その場合でも事業者に対する是正勧告を行うに当たっては、委員会が示すガイドライン等を十分に参照した上で対応することが求められる。 委員会においては、事業者による個人情報等の適正な取扱いを確保するため、相談ダイヤルに寄せられる情報、個人データの漏えい等の事案に関する報告等、多様な情報源から得られる情報を総合的に活用し、事業者に対して指導・助言を行うほか、必要に応じて報告徴収、立入検査を行う。 事実の公表に関しては、法律に規定がないため、規定することは許容されない。
9	市民の責務	5条	市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 新条例で現行条例の市民の責務について規定を行うのか要検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規程を設けることは妨げられない。

検討項目	項目名	本市個人情報保護条例（現行条例）		改正個人情報保護法（改正法）		論点を踏まえた現時点の方向性	備考（■：個人情報保護委員会の見解、◎：本市の状況・留意点等）
		条項	規定内容	条項	規定内容		
9	国等との協力	51条	市長は、個人情報の取扱いに関して、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に協力を求め、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人からの協力の求めに応じるものとする。	15条	国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。	・新条例で現行条例の他の地方公共団体との協力について規定を行うのか要検討	◎改正法には、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人との協力の規定がない。
9	運用状況公表	49条	市長は、毎年度、この条例の施行の状況について、公表しなければならない。	165条	個人情報保護委員会は、行政機関の長等に個人情報保護法の施行状況について報告を求め、毎年度、報告の概要を公表する。	・新条例において市長の公表義務の規定を設けるか要検討	◎現行条例では、主体的な公表体制を通じて、市民への説明責任を確保する趣旨から、市長の公表義務を規定し、以下の内容を公表している。 (1)個人情報取扱事務の登録件数 (2)開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数 (3)開示請求等に対する開示・不開示等の件数 (4)審査請求件数 (5)苦情処理、苦情相談の件数
10	目的	1条	個人の権利利益の保護	1条	個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護	・新条例での規定なし	■改正法では、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を目指した規定となっている。
10	個人情報の定義	2条 2号	①記述等により特定の個人を識別することができるもの ②他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの ③個人識別符号が含まれるもの	2条 1項	①記述等により特定の個人を識別することができるもの ②他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの ③個人識別符号が含まれるもの	・新条例での規定なし	■いわゆる「容易照合性」の要件により、「個人情報」に該当しない情報としては、①匿名加工情報、②外部から取得した仮名加工情報、③提供元では個人を識別できないが提供先で個人を識別可能となる情報の3種類が想定される。これらの情報については、改正法において、識別行為禁止義務や提供先への措置要求義務などの規律を設けており、これにより必要な権利保護の水準を確保している。 ■改正法でも、個人情報は「生存する個人に関する情報」と規定されており、死者情報を個人情報の定義に含めることは、改正個人情報保護法では許容されない。ただし、現行条例同様、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。
10	要配慮個人情報の定義	2条 4号	規則で定める記述等が含まれる個人情報	2条 3項	政令で定める記述等が含まれる個人情報	・新条例での規定なし	◎政令と本市条例施行規則の記載内容は一致している。
10	特定個人情報等の規定	2条 6号 ～ 8号 14条 17条 ～ 19条 28条 29条 34条 35条	「特定個人情報」、「情報提供等記録」、「保有特定個人情報」の定義、保有特定個人情報の利用の制限、情報提供等記録の利用の制限、保有特定個人情報の提供の制限、開示請求、訂正請求、利用停止請求について規定している。	132条 4号	特定個人情報に関する規定は、個人情報保護委員会の所掌事務を規定した箇所のみ。	・新条例での規定なし（個人情報保護法及び番号法により読み替えられて適用される個人情報保護法が直接適用され、条例での規定を廃止するため削除する。）	■特定個人情報に係る取扱い等のうち番号法第5章第2節に関しては、個人情報保護法及び番号法により読み替えられて適用される個人情報保護法が直接適用（番号法30条及び31条の地方公共団体への直接適用）されることとなる。 ■条例で定めることとされている特定個人情報の開示請求等に係る手数料の減免に関する規定は、無料の場合は不要となる。

検討項目	項目名	本市個人情報保護条例（現行条例）		改正個人情報保護法（改正法）		論点を踏まえた現時点の方向性	備考（■：個人情報保護委員会の見解、◎：本市の状況・留意点等）
		条項	規定内容	条項	規定内容		
10	本人の定義	2条9号	個人情報から識別され、又は識別され得る特定の個人	2条4項	個人情報によって識別される特定の個人	・新条例での規定なし	◎現行条例の規律から大きな変更ない。 ■本人とは、個人情報から識別できる個人と同一人であると認定できる者をいう。
10	実施機関（地方公共団体）の責務	3条	個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。	5条	国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じた、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。	・新条例での規定なし	—
10	保有個人情報の廃棄又は消去	10条3項	実施機関は、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、保有する必要がなくなった保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。	—	—	・新条例での規定なし	■改正法61条2項の規定により、行政機関等は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとされており、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならないため、新条例で個人情報の廃棄・消去について重ねての規定は不要とされている。
10	委託等に伴う措置等	11条	実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに行わせようとするときは、契約等により、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。前項の規定により実施機関以外のものが行う個人情報取扱事務に関するこの条例の規定は、市の区域外にある受託者等に対しても効力を有する。	66条2項1号	「行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた受託者は66条2項1号により安全管理措置を講じなければならない。」という規定がある。	・新条例での規定なし	◎現行条例の規律から大きな変更ない。
10	開示請求権	17条	未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。（15歳以上の者を想定）	76条	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。	・新条例での規定なし（開示請求書の様式等の手続関係の規定については規則で行う）	◎改正法では、任意代理人による開示請求が認められるため、適切に運用できるよう手続き方法を検討する。 ■未成年者の法定代理人による開示請求について、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付けることは、実質的に任意代理のみを認めて法定代理を認めないこととなり、そのような法施行条例を規定することはできない。もっとも、法定代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあるような場合には、当該保有個人情報は法第78条第1項第1号に規定する不開示情報に該当するため、同号該当性の判断に当たって、必要に応じて本人の意思を確認することは妨げられない。 ■改正法においても、「第三者に対する意見書提出の機会の付与等」の規定により本人の意思確認を行うことができる。
10	不開示情報（第三者情報）	19条2号	情報公開条例には、個人識別符号を明文で非公開情報としていない。	78条2号	個人識別符号（マイナンバー等）を明文で不開示情報として規定。	・情報公開条例での規定なし	◎情報公開条例の運用で、「特定の個人を識別することができるもの」（情報公開条例7条1号）には、個人識別符号も含まれるとしている。
10	不開示決定とみなす規定	24条3項	期間が延長された場合において、当該延長に係る期間内に開示決定等が行われなときは、開示請求者は、当該延長に係る期間が経過した日において当該請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。	—	—	・新条例での規定なし	■期間が延長される理由として、主に開示請求に係る保有個人情報が大量であることが想定されるが、その場合の対応については、改正法84条に規定がある。

検討項目	項目名	本市個人情報保護条例（現行条例）		改正個人情報保護法（改正法）		論点を踏まえた現時点の方向性	備考（■：個人情報保護委員会の見解、◎：本市の状況・留意点等）
		条項	規定内容	条項	規定内容		
10	電磁的方法による開示	26条	電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。	87条 1項 2項	<ul style="list-style-type: none"> 電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。 電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 新条例での規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供する必要がある。
10	簡易な開示	27条	実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をするときは、第18条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 新条例での規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため書面の提出による請求を求めているため、口頭による開示請求を可能とする条例の制定は許容されない。 当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして改正法69条1項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても改正法69条2項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することが可能。
10	他制度との調整等	42条	<p>1 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法第2条第4項に規定する基幹統計を作成するために集められた個人情報</p> <p>(2) 図書館その他の市の施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として管理している図書、図画等に記録されている個人情報</p> <p>2 法令等の規定により保有個人情報の開示を受け、又は訂正を求め、若しくは利用停止等を求めることができるときは、当該法令等の定めるところによる。</p> <p>3 法令等の規定により開示を受けた保有個人情報又は法令等若しくは実施機関の定める規程により交付を受けた証明書、通知書等に記載されている個人情報は、第26条又は第27条第3項の規定により開示を受けた保有個人情報とみなし、第28条第1項又は第34条第1項の規定を適用する。</p>	88条	行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。	<ul style="list-style-type: none"> 新条例での規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 改正法では、統計情報は個人に関する情報に該当せず、法の規律の適用を受けない。なお、デジタル社会形成整備法附則46条及び47条の規定により、統計法について、統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報等に関する個人情報保護法の適用除外に係る改正が行われているため、留意する必要がある。 また、保有個人情報は政令第16条においては、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものや、図書館等のうち長が指定する施設において特別の管理がされているものについて行政文書等から除かれているところ、各情報が保有個人情報に当たるかは当該各規定を踏まえて個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。法とは異なる対象情報を保有個人情報として条例で定めることは認められない。
10	訂正をしない旨の決定とみなす規定	32条 4項	期間が延長された場合において、当該延長に係る期間内に訂正決定等が行われなときは、訂正請求者は、当該延長に係る期間が経過した日において当該請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定があったものとみなすことができる。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 新条例での規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 改正法95条に、訂正決定等に特に長期間を要すると認められるときは、相当の期間内に決定等をすれば足りると規定がある。
10	利用停止をしない旨の決定とみなす規定	38条 4項	期間が延長された場合において、当該延長に係る期間内に訂正決定等が行われなときは、訂正請求者は、当該延長に係る期間が経過した日において当該請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定があったものとみなすことができる。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 新条例での規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 改正法103条に、利用停止決定等に特に長期間を要すると認められるときは、相当の期間内に決定等をすれば足りると規定がある。

検討項目	項目名	本市個人情報保護条例（現行条例）		改正個人情報保護法（改正法）		論点を踏まえた現時点の方向性	備考（■：個人情報保護委員会の見解、◎：本市の状況・留意点等）
		条項	規定内容	条項	規定内容		
10	諮問への弁明書の写しの添付義務	40条5項	諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。	—	—	・新条例又は施行規則において規定する	■審査請求に係る審査会への諮問について、法の規定に反しない範囲で手続を施行条例に規定することは差し支えない。 ■法律上、行政不服審査法81条1項又は2項の機関として定められた審査会に対する提出書類について定めている規定はないが、各自治体の判断において、改正法108条に基づき条例において審査会への提出書類を定めることは考えられる。なお、国の情報公開・個人情報保護審査会への諮問に係る提出書類については、情報公開・個人情報保護審査会運営規則において定められている。
10	審査請求に係る特例の条例の規定	—	—	107条2項	開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。	・新条例での規定なし	◎現状、本市においては想定される特例はない。
10	個人情報保護委員会と地方公共団体の関係	—	—	156条～160条 166条 167条	国の個人情報保護委員会（内閣府の外局。現行では民間事業者を監督）が、国の行政機関や地方公共団体における個人情報の取扱い等も含め一元的に監督・監視 ※必要に応じ指導・助言・勧告・条例を定めたときの届出（公表）などを行う。	・新条例での規定なし	■個人情報保護委員会の監督・監視のもと適切に制度を運用する。必要な情報提供や助言を求めることも可能。
10	出資法人等への要請	50条	市長は、市が出資する法人等で規則で定めるものに対し、この条例に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。	—	—	・新条例での規定なし	■出資法人や指定管理者は、個人情報データベース等を事業の用に供している場合には、個人情報取扱事業者に当たり（改正法16条2項）、個人情報の取扱いについて法第4章の規定を遵守する必要がある。 ■改正法以外の法令や地方公共団体との契約、出資関係等に基づき、個人情報等の取扱いや開示等請求に関する必要な措置を求める旨を法施行条例以外の条例や契約条項等で規定することは可能と考えられるが、法施行条例において、行政機関等の個人情報等の取扱いや開示等請求に係る法の規定を準用するなど、法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項について独自の規定を置くことは認められない。

検討項目	項目名	本市個人情報保護条例（現行条例）		改正個人情報保護法（改正法）		論点を踏まえた現時点の方向性	備考（■：個人情報保護委員会の見解、◎：本市の状況・留意点等）
		条項	規定内容	条項	規定内容		
10	罰則	53条 ～ 58条	第58条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	176条 ～ 185条	第185条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 1 第30条第2項（第31条第3項において準用する場合を含む。）又は第56条の規定に違反した者 2 第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 3 偽りその他不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者	・新条例での規定なし	■法で定める罰則は地方公共団体の職員等に対しても直接適用されるため、条例で法に重複する罰則を定めることは許容されないため不要。 ■改正法と重複する罰則規定を条例で定めることは、法の規定よりも軽い罰則を規定することも含め、許容されない。

★以下は芦屋市情報公開条例の一部改正内容

10	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	13条	◆芦屋市情報公開条例 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第13条 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下この条、第16条及び第17条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 前項の手続をとった場合は、前条第1項の期間は、意見書の提出を受けた日から起算するものとする。 3 実施機関は、第1項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第16条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。	86条	◆改正個人情報保護法 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第86条（省略） 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第78条第1項第2号口又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2)第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第80条の規定により開示しようとするとき。 3（省略）	・改正個人情報保護法第86条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律第13条との整合性をとるため、芦屋市情報公開条例を一部改正する。	■「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を開示しようとする場合、「不開示情報が記録されている公文書を公益上特に必要があると認めるとき」に開示する場合には、開示決定に先立ち、当該第三者に対し書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならないという規定である。 【参考】 ◆行政機関の保有する情報の公開に関する法律（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第13条（省略） 2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号口又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2)第三者に関する情報が記録されている行政文書を第7条の規定により開示しようとするとき。 3（省略）
----	---------------------	-----	--	-----	--	--	---

制度見直し検討項目 1 について

検討項目	手数料（開示請求、訂正請求、利用停止請求）	
関係規定	現行条例	改正法
	第 3 9 条	第 8 9 条
新条例への規定 の可否 (国の考え方)	【改正個人情報保護法の規定により、条例で定める必要がある事項】 開示請求する者は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。	

1 背景・事情

◆現行条例では手数料を無料としている。

本市の個人情報保護制度は、個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを目的としており、手数料を無料としている。

◆写しの作成その他の交付に要する費用については、規則で定めるところにより、実費負担を求めることとしている。

【参考】	・文書又は図画（A 3 判以下）	1 枚につき	1 0 円（カラー 5 0 円）
	・写真フィルム（A 3 判以下）	1 枚につき	1 0 円（カラー 5 0 円）
	・録音テープ	1 巻につき	1 5 0 円
	・ビデオテープ	1 巻につき	2 0 0 円
	・フロッピーディスク	1 枚につき	3 0 円
	・光ディスク（CD-R）	1 枚につき	1 0 0 円
	・光ディスク（DVD-R）	1 枚につき	1 5 0 円
	・フラッシュメモリー	1 個につき	1, 0 0 0 円

※閲覧、聴取、視聴の場合は無料

◆改正法では、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めることと規定されている。なお、国の手数料は次の額であり、写しの送付に際しては、別途送付に要する費用を徴する。

1 件の行政文書につき 3 0 0 円（電子開示の場合は、2 0 0 円）

2 論点

手数料を引き続き無料とするか。

3 市の考え方（方向性）

・現在の市民の制度利用にあたっての負担等が増大するような変更は望ましくなく、また、個人情報の開示制度が、個人の権利利益を保護するための制度であり、特定個人の便宜に供するものではないとの観点からすれば、手数料の額は引き続き無料とすることが適切であると考え。

・一方で、負担の公平性の観点から、写しの作成に要する費用及び送付に要する郵送料は、引き続き実費負担とすることが適切であると考え。

制度見直し検討項目 2 について

検討項目	開示決定等の期限	
関係規定	現行条例	改正法
	第 2 4 条 第 3 2 条 第 3 8 条 等	第 8 3 条・第 8 4 条 第 9 4 条 第 1 0 2 条 等
新条例への規定 の可否 (国の考え方)	<p>【改正個人情報保護法の規定により、必要に応じて条例で定めることができる事項】</p> <p>開示等の手続きに関する事項については、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を妨げるものではないとされており、法定期限を改正法より長い期間とすることは許容されないが、短い期間とすることは許容される。</p>	

1 背景・事情

◆開示決定等の期限

【現行条例】 開示請求があった日から 15 日以内 (延長の場合は 60 日以内) 合計 60 日

【改正法】 開示請求があった日から 30 日以内 (30 日以内に限り延長可能) 合計 60 日

※開示決定等の期限の特例…さらに改正法では、開示請求に係る保有個人情報に著しく大量のため、開示請求があった日から 60 日以内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等ができなかった残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りるとしている。

◆訂正決定等の期限

【現行条例】 訂正請求があった日から 30 日以内 (延長の場合は 60 日以内) 合計 60 日

【改正法】 訂正請求があった日から 30 日以内 (30 日以内に限り延長可能) 合計 60 日

◆利用停止決定等の期限

【現行条例】 利用停止請求があった日から 30 日以内 (延長の場合は 60 日以内) 合計 60 日

【改正法】 利用停止請求があった日から 30 日以内 (30 日以内に限り延長可能) 合計 60 日

※期間の計算について、改正法では、一般的な期間計算を採用しており、民法 140 条に基づき、開示請求があった日の翌日から起算し、同法 142 条により期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。本市では、運用上、期間の末日が休日等の閉庁日にあたる場合は、期限内の開庁日に対応してきたため、変更が生じる。

2 論点

開示請求、訂正請求、利用停止請求に対する決定期限のどのように定めるか。

※訂正請求、利用停止請求に対する決定期限は、改正法と同じであり問題はないと考えられる。

案1 開示決定等の期限を改正法と同じ30日以内とする。

⇒市民の利便性が後退するデメリットがある。

案2 開示決定等の期限を現行の条例の期限と同じ15日以内とする。この場合、延長後の期限は最大45日となる（当初期限15日＋延長30日）。開示決定等の期限の特例についても、45日が基準となる。

⇒市民の利便性が保たれるが、事務処理上の困難その他正当な理由があった場合の延長後の期限が最大60日から45日へと縮小し、職員の事務の負担が増大する。

3 市の考え方（方向性）

・現行の市民の利便性（市民サービス）を維持するため、開示決定等の期限を現行の条例の期限と同じ15日以内とする。なお、延長後の期限は最大45日となるが、これまで延長決定を行った理由は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量のためであり、この場合は、改正法の特例で開示請求があった日から45日以内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等ができなかった残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行うことができる。よって、事務の負担の増加は一定程度に制限され、開示決定等の事務そのものの遂行が困難になる事態は生じないと考えられる。

制度見直し検討項目 3 について

検討項目	個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿	
関係規定	現行条例	改正法
	—	第 7 4 条 第 7 5 条
新条例への規定 の可否 (国の考え方)	<p>個人情報ファイル簿：【改正個人情報保護法の目的・趣旨により新条例の規定不可】</p> <p>個人情報取扱事務登録簿：【改正個人情報保護法の規定により、必要に応じて条例で定めることができる」とされる事項】</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正により個人情報ファイル簿を作成することが義務付けられる。 ・条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有に関する事項を記載した帳簿（個人情報取扱事務登録簿）を作成し公表することを妨げるものではない（改正法第 7 5 条第 5 項）。 	

* 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいう。

1 背景・事情

- ◆ 「個人情報取扱事務登録簿」（「別紙 3 - 1」参照）
 - ・ 個人情報を取り扱う事務ごとに、①事務の目的②個人情報の記録項目③対象者の範囲④個人情報の収集先等を明らかにし、また、自己の個人情報の開示請求等に資するためのもの。
 - ・ 本人数の要件はなく、当該事務について個人情報を保有していれば、登録の対象となる。

- ◆ 「個人情報ファイル簿」（「別紙 3 - 2」参照）
 - ・ 保有する個人情報ファイルごとに、①利用目的②記録項目③記録範囲④収集方法等を記載し、個人情報ファイルの存在及び概要を明らかにすることによって透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするためのもの。
 - ・ 法（政令）では、本人数 1,000 人以上を作成の対象とするが、特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、条例にて本人数 1,000 人未満も対象とすることができる。

- ◆ 「個人情報ファイル簿」に関連する内容について、審査会への報告規定はない。

- ◆ 個人情報ファイル簿の作成・公表について、審査会において法に照らした個人情報ファイル簿の記載事項の適正性についての判断を行うことはできないとされている。また、審査会に対し事後的な報告を行うものであっても、個別の案件の処理に関して審議会等への報告や意見聴取を要件化するよう

な条例は、「個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を行う」ものに類するものとして、許容されないとされている。

なお、審査会にその記載事項についての報告を行い、内容の真正性や表現の分かり易さなどについての確認を受けるものとすることや個別の案件とは関係なく、地方公共団体における個人情報の取扱い全般についての監査を行うため、定期的に個人情報の取扱い状況についての報告を行うことは可能と考えられる。

2 論点

- ① 現行の「個人情報取扱事務登録簿」の作成を継続するか。
- ② 個人情報ファイルの本人数が1,000人未満の「個人情報ファイル簿」を作成・公表するか。
- ③ 作成した「個人情報ファイル簿」の公表について、審査会に報告が必要か。

3 市の考え方（方向性）

- ① 本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするという「個人情報ファイル簿」の目的は、自己の個人情報の開示請求等に資するための「個人情報取扱事務登録簿」の目的に類似する。また、「個人情報取扱事務登録簿」に登録している項目は、法において必要とされていない項目を除き、概ね「個人情報ファイル簿」においても登録が行われるため、その存在及び利用実態を明確に市民に公表できる。
よって、「個人情報ファイル簿」と「個人情報取扱事務登録簿」の両方を作成する意義は乏しく、行政事務の効率化の観点からも望ましくなく、「個人情報取扱事務登録簿」は廃止する。
- ② 「個人情報取扱事務登録簿」を廃止した場合に、本人数が1,000人未満の「個人情報ファイル簿」を作成しないとすると、これまで本人数に制限がなく「個人情報取扱事務登録簿」として公表できていた情報が公表できなくなるものがでてくる。よって、これまでと同様に本人数の制限を設けず、1,000人未満の個人情報ファイル簿についても作成・公表する。
- ③ 個人情報の適正な取扱いについて意見を述べる立場である審査会が個人情報ファイル簿の作成状況を取得する機会が必要であり、現行条例において個人情報取扱事務届出に関して審査会に報告していたことも踏まえ、事後的に作成・公表した個人情報ファイル簿の状況について審査会に報告することとする。報告方法としては、年1回の個人情報保護制度の運用状況の報告に含めて行うほか、必要に応じて報告するものとする。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務開始届出書

令和 年 月 日

芦屋市長 宛

芦屋市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称			
所管する組織の名称			
個人情報取扱事務の目的			
開始年月日		令和 年 月 日	
個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍	
	家庭状況	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 居住状況	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 成績・評価	
	思想等	<input type="checkbox"/> 思想, 信条及び信教に関する個人情報 <input type="checkbox"/> 病歴, 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	
		収集の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審査会の意見
	法令等の名称		
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/> 性格・性質	
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()		
個人情報の対象者の範囲			
個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第7条第2項第 号)	
	本人以外の場合	<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国, 独立行政法人等及び他の地方公共団体 <input type="checkbox"/> 出資法人 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の目的外利用又は提供等の状況		<input type="checkbox"/> 有(条例第14条第2項第 号) <input type="checkbox"/> 無	
	利用範囲		
	提供先	<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の電子計算機処理の状況		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
オンライン結合による提供の状況		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	有の場合の提供先	<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国, 独立行政法人等及び他の地方公共団体 <input type="checkbox"/> 出資法人 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	提供の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審査会の意見	
	法令等の名称		
個人情報を収集する根拠			
委託の状況		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	委託の内容		

＜標準様式第 1-5＞ 個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	〇〇管理者ファイル、〇〇受給権者ファイル 等
行政機関等の名称	芦屋市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	〇〇部〇〇課
個人情報ファイルの利用目的	〇〇審査事務における本人の資格審査のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4免許番号、5発給額…
記録範囲	〇〇申請書を提出した者（令和△△年度以降）
記録情報の収集方法	※保有個人情報の収集の相手方及び手段を分かりやすい表現で記載する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	※記録情報に法第2条第3項の要配慮個人情報が含まれる場合には「含む」と記載し、含まない場合には「含まない」と記載する。
記録情報の経常的提供先	※記録情報を経常的に提供する相手方の名称を記載する。
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 芦屋市総務部文書法制課
	（所在地） 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（例） 2、4及び5の各記録項目の内容については、△△法（平成××年法律第〇〇号）第△条第□号に基づき訂正請求ができる。

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考		

制度見直し検討項目4について

検討項目	条例要配慮個人情報の扱い	
関係規定	現行条例	改正法
	—	第60条第5項
新条例への規定の可否 (国の考え方)	【改正個人情報保護法の規定により、必要に応じて条例で定めることができると思われる事項】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものが存在する場合を考慮し、条例で定めることにより、「条例要配慮個人情報」を追加できる。 ・法の規律を超えて、要配慮個人情報について、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は許容されない。 	

*「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の①から⑩までの記述等が含まれる個人情報をいう。なお、これらの情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報には当たらない。

①人種②信条③社会的身分④病歴⑤犯罪の経歴⑥犯罪により害を被った事実⑦身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること。⑧本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果⑨健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。⑩本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）。⑪本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

1 背景・事情

- ◆「要配慮個人情報」について、本市では芦屋市個人情報保護条例施行規則第1条の3に規定されており、個人情報の保護に関する法律施行令第2条の規定と一致している。
- ◆法では、現行の条例のように、特定の個人情報の収集の制限を定める手法ではなく、特定の個人情報を定め（要配慮個人情報）、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を求める措置を講じることとして（条例要配慮個人情報）、特定の個人情報の保護を図っている。
- ◆要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報が漏洩等した場合には、個人情報保護委員会への報告義務がある。

◆国に確認したところ、現時点において、全国的にも条例で要配慮個人情報を規定する予定の自治体は聞いていないとのことである。個人情報保護委員会は、「条例要配慮個人情報に該当するものとして、具体的に想定しているものはなく、全国の自治体の中でも条例に規定する自治体は確認できていない。」と説明している。

2 論点

新たに条例要配慮個人情報を定めるか。

3 市の考え方（方向性）

住民に身近な行政を担う地方公共団体において取り扱う場面が想定される要配慮個人情報は、基本的には改正法第2条第3項に規定する要配慮個人情報に含まれると考えられる。例えば、病歴の個人情報並びに障がいに関する個人情報並びに思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因（被差別部落出身であること等）となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報等が挙げられる。

本市では、改正法第2条第3項の要配慮個人情報の規定に含まれず、特段の地域的事情がある要配慮個人情報は現在のところ見当たらないため、新たに条例要配慮個人情報は定めないこととする。

制度見直し検討項目 5 について

検討項目	行政機関等匿名加工情報の提供等	
関係規定	現行条例	改正法
	—	第 109 条～第 123 条
新条例への規定 の可否 (国の考え方)	<p>【改正個人情報保護法の規定により、条例で定める必要がある事項】</p> <p>※経過措置として、提案募集を任意で行うことができるものとされている。</p> <p>行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については、法第 119 条第 3 項により条例に委任されているものの、法附則第 7 条により、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、法第 111 条に規定する提案の募集の義務が適用とならない。そのため、法第 111 条に規定する提案の募集を行わない場合には、これに係る手数料を条例で定める必要もない。</p>	

* 「匿名加工情報」(「別紙 5-1・5-2」参照)

個人情報を個人情報の区分に応じて①記述等の一部を削除すること、又は②個人識別符号の全部を削除することにより、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

* 「匿名加工情報」(改正前の非識別加工情報)の事例

- ①ポイントカードの購買履歴や交通系 IC カードの乗降履歴等を複数の事業者間で分野横断的に利用することにより、新たなサービスやイノベーションを生み出す可能性
- ②医療機関が保有する医療情報を活用した創薬・臨床分野の発展や、カーナビ等から収集される走行位置履歴等のプローブ情報を活用したより精緻な渋滞予測や天候情報の提供等により、国民生活全体の質の向上に寄与する可能性

1 背景・事情

◆国の行政機関において導入されていた「非識別加工情報」の提供制度が令和 2 年改正個人情報保護法により、「行政機関等匿名加工情報」と改められて、民間に導入されていた「匿名加工情報」と同一の法制度に位置付けられた。さらに、令和 3 年改正個人情報保護法により、匿名加工情報の提供制度について、地方公共団体に対して、国と同じ規律が適用されることとなった。

◆過去に、平成 29 年 5 月 30 日施行の行政機関個人情報保護法の改正において、非識別加工情報制度が導入されているが、本市では、具体的に非識別加工情報のニーズがないこと、需要が考えられる医療データ(個別の特別法がある)や交通データ(本市交通局がない)の活用もないこと等から、非識別加工情報制度を導入していない経緯がある。

◆行政機関等匿名加工情報について、地方自治体での先行事例がないことから、匿名加工情報の提供の事例が想定できず、作成における外部委託の検討についても、想定事例が存在しない状況では困難である。

◆現時点において、義務付けられている兵庫県及び神戸市以外の兵庫県内の近隣自治体では、行政機

関等匿名加工情報制度を導入する予定の自治体は少ないと聞いている。

2 論点

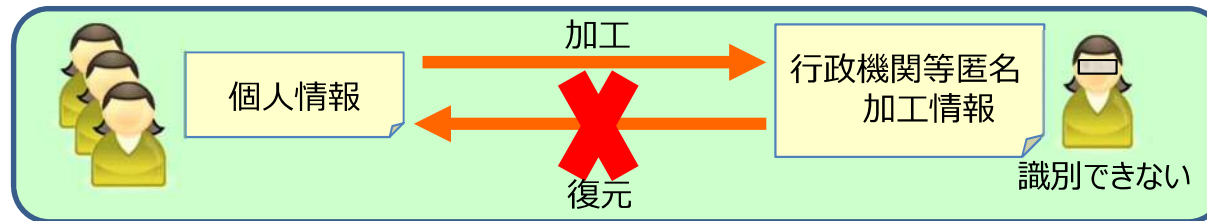
行政機関等匿名加工情報の提供等を実施するか。

3 市の考え方（方向性）

・行政機関等匿名加工情報は現在事例が少なく、更なる運用事例やノウハウの研究が十分に必要であること、市民が情報主体であることを踏まえ極めて慎重に検討していく必要があることから、本市においては令和5年4月1日時点では実施しないこととする。都道府県及び政令指定都市は行政機関等匿名加工情報の提供が義務付けられるため、経過措置の間においては、それらの制度運用状況も確認しながら必要性を調査し、確実に個人の権利利益が保護でき、適正に運用できる体制が構築できると判断できれば改めて導入に向けて検討する。

行政機関等匿名加工情報制度について

- 行政機関等匿名加工情報とは、行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報の特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 行政機関等匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



- 行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の3要件を満たす個人情報ファイルを公表。
 - ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
 - ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
 - ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの
- 事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供。



図表 2-2 個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報の規律の主な差異のイメージ²⁰

		個人情報	仮名加工情報 ²¹ (個人情報であるもの)	匿名加工情報
定義		生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報	特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの
適 正 な 加 工	特定の個人を識別することができる記述等の削除	×	○	○
	個人識別符号の削除		○	○
	不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除		○	×
	情報を相互に連結する符号の削除		×	○
	特異な記述等の削除		×	○
	個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置		×	○
利用目的の制限等 (利用目的の特定、変更の制限)	・利用目的の特定が必要 ・原則あらかじめ同意	・利用目的の特定が必要 ・利用目的の変更は可能 ・本人を識別しない、本人	×	

²⁰ 必ずしも適用される規律の全てを網羅的に記載したものではない。各規律の詳細については、通則ガイドライン及びガイドラインを参照のこと。

²¹ 個人情報である仮名加工情報に係る規律を記載した。なお、個人情報である仮名加工情報と個人情報でない仮名加工情報については、「3.1.2.3 個人情報である仮名加工情報と個人情報でない仮名加工情報とは」を参照のこと。

	を取得しなければ利用目的の変更は不可	に連絡しないこと等が条件	
通知・公表	・利用目的の通知・公表など	・仮名加工情報を取得した場合又は利用目的を変更した場合は、原則利用目的の公表が必要	・匿名加工情報の作成時に匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表 ・第三者提供をするときは、あらかじめ第三者提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目、提供の方法を公表
利用する必要がなくなったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	× (規制なし)
安全管理措置	○	○ (仮名加工情報、削除情報等について義務)	○ (匿名加工情報について努力義務、加工方法等情報について義務)
漏えい等報告等	○	× (対象外)	× (対象外)
第三者提供に係る規律	原則あらかじめ同意を取得しなければ第三者提供できない	原則第三者提供は禁止だが例外（法令に基づく場合、委託、事業の承継、共同利用）あり	第三者提供は可ただし公表義務有
開示・利用停止等の請求対応	○	× (対象外)	× (対象外)
識別行為の禁止	× (識別行為についての規律なし)	○ (識別行為を禁止する規定あり)	○ (識別行為を禁止する規定あり)
本人への連絡の禁止	× (利用目的の範囲内であれば可)	○	— (匿名加工情報を用いて本人への連絡を行うことは不可能)

制度見直し検討項目 6 について

検討項目	収集の制限、目的外利用・外部提供の制限、オンライン結合による提供の制限	
関係規定	現行条例	改正法
	第 7 条・第 8 条	第 6 1 条～第 6 4 条
	第 1 4 条	第 6 9 条
	第 1 5 条	—
新条例への規定の可否 (国の考え方)	【改正個人情報保護法の目的・趣旨により新条例の規定不可】	
	<p>・ 条例により、本人外収集制限規定を設けることは許容されない。</p> <p>・ 審査会に意見聴取することを目的外利用・外部提供の条件とする場合のように、改正法の規律以上の条件で目的外利用・外部提供を認める旨の規定は、同法以上の制限となるため、条例に規定を設けることは許容されない。</p> <p>・ 改正法では、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。</p>	

1 背景・事情

従来、条例上認められた「収集の制限」、「目的外利用・外部提供の制限」及び「オンライン結合による提供の制限」の例外について、審査会での諮問・答申を要することとしていた。法の規定の適用を受けるにあたり、法の全国共通のルールに従うこととなり、個人情報の取扱いに関し、審査会での諮問・答申を要することとする規律を条例で設けることはできないこととされた。

【収集の制限】

◆本人収集の原則について

- ・ 現行条例では、個人情報を収集するときは、本人から収集することが原則であり、例外的に本人以外のものから収集できる場合を定めている。
- ・ 改正法では、本人収集の原則及び本人外収集制限規定はなく、個人情報保護委員会は、多くの条例で定められている取得制限は、個人情報の保有の制限等について定めた改正法第 6 1 条等を適切に運用することで同様の結果が得られるものであるから、法の定める規範全体や執行面を含めた法体系全体では必要な保護水準を確保しているとしている。
- ・ 具体的には、①個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要で、利用目的の範囲内に限定されていること、②安全管理措置義務があること、③訂正請求等による本人関与が可能となっていることなど(個人情報の保有の制限等(第 6 1 条)、利用目的の明示(第 6 2 条)、不適正な利用の禁止(第 6 3 条)、適正な取得(第 6 4 条)、正確性の確保(第 6 5 条)等)が挙げられる。
- ・ 個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 6 号の審査会に諮問した個人情報の収集について、「防犯カメラの設置」、「公用車のドライブレコーダー設置」、「図書館システムの貸出履歴」があった。

◆要配慮個人情報の収集について

- ・現行条例では、原則として要配慮個人情報の収集を禁止し例外的に収集できる場合を定めている。
- ・改正法では、民間の個人情報取扱事業者は、要配慮個人情報の取得が原則禁止される（第20条第2項）が、これに対し、公的部門は規定がなく、通常の個人情報の保有制限等の規定が適用される。公的部門では、法令上の事務の遂行に必要な個人情報しか保有（取得）が認められていないため、特定の種類の個人情報の保有について重ねての制限規定は置かれておらず、法の定める規範全体や執行面を含めた法体系全体では必要な保護水準を確保しているとしている。

【目的外利用・外部提供の制限】

- ・改正法第69条第2項各号に該当する場合であっても、行政機関等は、保有個人情報の提供を義務付けられるものではないため、個人情報保護の水準を維持できるよう個別具体的に判断するものとされている。よって、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のため」の提供について、公益性や提供先の個人情報の取扱い等を理由に提供しないことができると考えられる。
- ・本市では、現行条例第14条第2項第6号の審査会に諮問した目的外利用・外部提供について、現在も継続して行っているものはない。

【オンライン結合による提供の制限】

- ・本市では、第15条第2号の審査会に諮問したオンライン結合について、「阪神医療福祉情報ネットワークシステム患者情報共有システム」、「市立芦屋病院の病診連携システム」、「クラウド型学習支援ソフト」、「兵庫県森林クラウドシステム」があった。
- ・オンライン結合について、類型的に審査会への諮問を要件とすることも、改正個人情報保護法の趣旨に照らして許容されないとされている（システムを利用する個人情報の取扱いにおける安全管理措置をどのように行うべきかという運用ルール作りの際に審議会に諮問することは許容される。）。
- ・地方公共団体は、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には、改正法第166条に基づき、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができる。
- ・安全管理措置の一環として、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときに、関係職員を構成員とする委員会を設け、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることはできる。

◆現在のシステム導入時の流れ ※オンライン結合のみに限定していない

- ・所管課から外部サービス、機器・ソフトウェア、システムの導入（新規・変更）の要望があった場合は、まず情報政策課からCIO補佐官（立命館大学 情報理工学部 教授）にセキュリティリスク等について専門的見地からの意見を聴いている。その上で、企画部長（CISO）を委員長とする「芦屋市デジタル化推進委員会」で芦屋市情報セキュリティポリシーを踏まえたセキュリティ面の審査等の協議を行い、導入の可否を決定している。なお、CIO補佐官との会議には、ITアドバイザー（NPO法人 情報セキュリティ研究所）も参加している。

2 論点

- ・本人以外からの収集やセンシティブ情報の収集に係る直接的な制限規定がなくなることにに対する留意点
- ・目的外利用・外部提供の制限の解除要件が変わることに対する留意点
- ・オンライン結合の制限に係る規定がなくなることにに対する留意点（安全管理措置等を通じた安全性の確保、セキュリティ対策等）

3 市の考え方（方向性）

現行条例に規定している制限基準も参考とし、改正法、国ガイドライン等に基づき適切に運用する。また、運用方法については、職員研修を実施し、周知するものとする。

・「収集制限」については、個人情報の保有の制限等（第61条）、利用目的の明示（第62条）、不適正な利用の禁止（第63条）、適正な取得（第64条）、正確性の確保（第65条）等が適切に運用できるよう指導するとともに、個人情報ファイル簿の作成・公表において、利用目的が適切に明示できているか、所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合か等を確認する。

・「目的外利用・外部提供の制限」については、改正法第69条第2項各号該当の判断において、個人情報保護の水準を維持できるよう、これまでどおり個人情報主管課の審査ができる運用とする。また、改正法第69条第2項各号に該当性については、必要に応じて、改正法第166条に基づき、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求める。

・「オンライン結合による提供の制限」については、システム導入時に専門家の意見を踏まえたセキュリティに関する協議等により安全性を確保し、個人情報主管課の指導・助言及び専門性を有する個人情報保護委員会の助言等により個人情報を保護できると考える。なお、今後は、国からオンライン結合による個人情報の提供事例の提供も検討されており、安全管理措置等について、情報政策課と連携しながら必要な安全管理措置を講じていく。

制度見直し検討項目 7 について

検討項目	審査会への諮問・審査会の役割	
関係規定	現行条例	改正法
	第 4 0 条 ※審査会条例あり	第 1 0 5 条 第 1 2 9 条
新条例への規定 の可否 (国の考え方)	【改正個人情報保護法の規定により、必要に応じて条例で定めることができる」とされる事項】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の諮問について、法第 5 章（行政機関等の義務等）の適用が無い議会における個人情報の取扱いに関して、諮問等を受けることは妨げられない。 ・開示決定等に係る審査請求については、行政不服審査法第 8 1 条第 1 項又は第 2 項の機関に諮問することとされている（改正法第 1 0 5 条第 3 項）。 ・地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる（改正法第 1 2 9 条）。 	

1 背景・事情

○議会の諮問

議会については、改正個人情報保護法の第 5 章（行政機関等の義務等）等の適用が無く、議会独自の「(仮称) 芦屋市議会の個人情報の保護に関する条例」(令和 5 年 4 月 1 日施行) を策定する予定である。議会の開示決定等についての審査請求及び個人情報の取扱いについて意見を聴くことの諮問先については、議会には地方自治法上、附属機関は設置できないと解されていること等から、現行条例において議会が諮問してきた本審査会が考えられる。

【(仮称) 芦屋市議会の個人情報の保護に関する条例 (案)】

- ・(審査会への諮問)「第 4 5 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。」
- ・(審査会への諮問)「第 5 0 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。」

○審査会の担当事務（調査審議事項）

◆地方公共団体の機関の行う開示決定等が法に基づく処分となるため、従前は条例で設置した諮問機関による手続保障を法律上位置づける必要が生じ、新制度においては、地方公共団体の機関の諮問機関を行政不服審査法の機関として位置づけることとして、それへの諮問が義務づけられた。

◆改正法の規定により、審査会の担当事務（調査審議事項）について、条例で規定することが求められている。

【現行条例】

- ① 「芦屋市情報公開条例」の規定による諮問（審査請求）
- ② 「芦屋市個人情報保護条例」の規定による諮問（審査請求）
- ③ 「番号法」に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること
- ④ 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について意見を述べること



【改正後】

- ① 「芦屋市情報公開条例」の規定による諮問（審査請求）
- ② 「個人情報保護法」の規定による諮問（審査請求）※議会を除く
- ③ 「(仮称) 芦屋市議会の個人情報の保護に関する条例」の規定による諮問（審査請求）※議会のみ
- ④ 「(仮称) 個人情報保護法施行条例」及び「(仮称) 芦屋市議会の個人情報の保護に関する条例」の規定による諮問（個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき）
- ⑤ 番号法に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること
- ⑥ 情報公開制度の運用と改善に関する事項について意見を述べること

◆「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」については、具体的な事項を条例で規定する必要がある。実際には、以下のケースが想定され、審査会で定めることができる。

なお、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審査会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

国が示すケース案	条例案
(1) 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合	(1) この条例又は規則の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
(2) 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適	(2) 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

正かつ効果的な活用が図られる場合	(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(3) 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合	※具体的な事案が想定されないため規定しない。

○審査会の設置、組織及び運営に関して条例で定める事項（「別紙7-1」参照）

現行は、審査会の設置及び組織については「芦屋市附属機関の設置に関する条例」において規定し、審査会の調査審議の手続等については、「芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例」において規定している。

この度の法改正を踏まえ、別紙のとおり国から個人情報保護審査会条例の例文が示されているため、法改正による規定の整備を行うとともに、本市の条例において規定されていない条項について規定するか検討する必要がある。

なお、「芦屋市附属機関の設置に関する条例」で規定している審査会の設置及び組織の規定を「芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例」に一本化して規定することも法制担当と協議し検討したいと考えている。

2 論点

- ① 現行どおり芦屋市情報公開・個人情報保護審査会が議会の諮問を受けるか。
- ② 審査会に諮問できる「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」の具体的な事項について条例案のとおりでよいか。
- ③ 審査会の設置、組織及び運営に関する条例の整備について、定めなければならない事項はないか。

3 市の考え方（方向性）

- ① 現行の個人情報保護の水準を確保するという今回の制度改正の趣旨からも、市議会の意向を確認した上で、現行どおり芦屋市情報公開・個人情報保護審査会が議会の諮問を受けることとする。
- ② 「収集の制限」「保有個人情報の利用及び提供の制限」「オンライン結合による提供の制限」については、改正法の趣旨から個別事案について審査会に意見聴取することを条件とすることができないため、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」により、本市の個人情報保護制度の運用と改善に関して幅広く審査会の意見を聴かせていただきたいと考えており、上記のケース全てについて諮問の対象としたい。
- ③ 法改正による規定の整備を行い、国の個人情報保護審査会条例の例文に規定されている内容については、本市の審査会条例に規定されていないもの（委員、個人情報の取扱いについての調査審議の手続、罰則等の規定）は、原則として規定する方向とする。

【参考】 審査会の審議・報告事項の変更（まとめ）

	現行	改正後
報告	個人情報取扱事務の届出	変更(個人情報ファイル簿の作成・公表状況の報告に変更)
報告	個人情報保護制度の運用状況（条例に報告規定はない）	継続
審議	審査請求事案	継続
審議	特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること	継続
審議	情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について意見を述べること	継続(条例に規定する内容のみの審議)
審議	本人以外からの個人情報の収集	廃止
審議	要配慮個人情報を収集	廃止
審議	実施機関内部における目的外の利用及び他の実施機関に対する目的外の提供	廃止
審議	オンライン結合（通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合）による提供の制限	廃止
審議	事業者への個人情報取扱いの是正の勧告	廃止
審議	勧告に従わなかった事業者の事実の公表	廃止

★委員の構成及び任期については、「芦屋市附属機関の設置に関する条例」にて規定している。

(委員)

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、〇〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第六条 審査会は、その指名する委員〇〇人をもって構成する合議体で、第二条各号に掲げる事務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、第二条各号に掲げる事務を行う。

第三章 審査会の調査審議等の手続¹⁶

第一節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第七条 この節において「諮問庁」とは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関（市の機関（議会を除く。）

¹⁶ この章（第七条から第十一条まで）は必要に応じて定めることが考えられる規定。

17及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。）をいう。

- 2 この節において「保有個人情報」とは、法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

（審査会の調査権限）

第八条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。¹⁸

（委員による調査手続）

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に

¹⁷ 独自に議会が保有する個人情報に対する開示等について条例で定めた場合には、議会を含めることもあり得る。

¹⁸ この規定により提出された資料の交付手数料については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第四項及び第五項の規定の適用を受ける。したがって、現行の行政不服審査会条例等で定める手数料と異なる手数料を設定する場合には、別途の措置が必要となる。

規定する参加人をいう。)又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二節 個人情報情報の取扱いについての調査審議の手續

第十一条 . . .

※第二節においては、法第129条により「特に必要であると認めるとき」に当たるとして審議会に諮るべき事項として定められたものについて、当該審議に係る手續きも含めて遺漏なく定める必要がある。

第四章 雑則

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十三条 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一条第七号に掲げる規定(同法第五十一条の規定に限る。)の施行の日から施行する。ただし、附則第三条第二項の規定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(旧条例の廃止)

第二条 〇〇市個人情報保護審査会条例(平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定の施行の際現に旧条例第〇〇条の規定により市に置かれた同条に規定する〇〇市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第四条第一項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 2 市長は、施行日前においても、第四条第一項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 3 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第〇〇条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 4 施行日前に〇〇市個人情報保護法施行条例（令和三年〇〇市条例第〇〇号）附則第二条の規定による廃止前の〇〇市個人情報保護条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条又は第〇〇条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第三項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、〇〇以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処する。¹⁹
- 7 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

¹⁹ 第6項及び第7項は、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置である。

制度見直し検討項目 8 について

検討項目	開示義務（情報公開条例の開示範囲規定との整合性）	
関係規定	現行条例	改正法
	第 19 条	第 78 条
新条例への規定の可否 (国の考え方)	<p>【改正個人情報保護法の規定により、必要に応じて条例で定めることができる事項】</p> <p>改正法第 78 条第 2 項に基づき、情報公開条例との整合性を確保する必要があるものは条例で定めることができる。</p> <p>① 法が定める不開示情報に該当するものであっても、<u>情報公開条例の規定により開示することとされている情報として、本条例で定めるものは不開示情報から除外する（開示情報とする）。</u></p> <p>② 不開示情報とされていない情報であっても、行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であって<u>情報公開条例において開示しないこととされているもの</u>のうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは不開示情報とする。</p>	

1 背景・事情

◆改正個人情報保護法、情報公開条例及び本市個人情報保護条例が定める各不開示情報を比較し、整合性を確保する必要があるものは条例で定めることができる。（「別紙 8-1」参照）

◆情報公開条例第 7 条第 7 号（法令秘情報）について

「法令又は他の条例の規定により、公にすることができないとされている情報」

（事例）

- ・ 芦屋市印鑑条例（印鑑登録原票等の閲覧禁止）
- ・ 統計法（基幹統計を作成するための調査票情報等の利用制限）

（情報公開条例は不開示情報としているが、改正法では規定がない趣旨）

個人情報保護委員会によると、「法第 78 条各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものである。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられるが、当該情報が法第 78 条各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要がある。また、外形的に法令秘等情報に該当することのみをもって条例により不開示情報として定めることは許容されない。」としている。

2 論点

情報公開条例との整合性を確保するため条例で定める情報はあるか。

3 市の考え方（方向性）

- ・情報公開条例の不開示情報と大きな齟齬はみられないことから、新条例での調整規定は不要とする。
- ・法令秘情報は、法第78条各号のいずれかに該当するものとして引き続き不開示となり、実質的には、現行条例の不開示の範囲の同等のものになると考えられ、条例での規定は要さない。

改正個人情報保護法と情報公開条例での不開示情報の比較

改正個人情報保護法 (保有個人情報の開示義務)	本市情報公開条例 (公文書の公開義務)	本市個人情報保護条例 (保有個人情報の開示義務)
<p>第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければならない。</p>	<p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>
<p>一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<div data-bbox="936 746 1312 847" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>第7条第3号に同様の規定あり</p> </div>	<p>(1) 開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は委任による代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>
<p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別す</p>	<p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、</p>	<p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以</p>

改正個人情報保護法	本市情報公開条例	本市個人情報保護条例
<p>することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>公にすることにより、なお個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>
<p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>	<p>ア 法令，他の条例若しくは規則等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p>	<p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>
<p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p>	<p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p>	<p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p>
<p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>		
<p>三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であ</p>	<p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及</p>	<p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下本条において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関</p>

改正個人情報保護法	本市情報公開条例	本市個人情報保護条例
<p>って、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>
<p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>(6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であり、<u>公開請求時においても、なお当該条件を維持することが適当であると認められるもの</u></p>	<p>(7) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であり、<u>開示請求時においても、なお当該条件を維持することが適当であると認められるもの</u></p>
<p>四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当</p>	<div data-bbox="936 1198 1420 1310" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>国の機関を対象とした規定 (行政機関の長＝国の機関の長)</p> </div> <p>←</p>	

改正個人情報保護法	本市情報公開条例	本市個人情報保護条例
の理由がある情報		
<p>五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p>	<p style="text-align: center;">都道府県を対象とした規定</p>	
<p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(4) 市の内部又は市と国若しくは独立行政法人等若しくは他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公にすることにより、当該意思形成に著しい支障を生ずると認められるもの。ただし、客観的事実に関する情報は除く。</p>	<p>(5) 市の内部又は市と国若しくは独立行政法人等若しくは他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該意思形成に著しい支障を生ずると認められるもの。ただし、客観的事実に関する情報は除く。</p>
<p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(6) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が</p>	<p style="text-align: center;">例示列举</p>	

改正個人情報保護法	本市情報公開条例	本市個人情報保護条例
<p>損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p>		
<p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、<u>犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u></p>	<p>(3) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる情報及び<u>犯罪その他の公共安全と秩序の維持を乱す行為を誘発するおそれのある情報</u></p>	<p>(4) 開示にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる情報及び<u>犯罪その他の公共安全と秩序の維持を乱す行為を誘発するおそれのある情報</u></p>
<p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は<u>租税の賦課若しくは徴収に係る事務</u>に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>	<p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>	<p>ア 監査、検査、取締り、試験又は<u>租税の賦課若しくは徴収に係る事務</u>に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>
<p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>	<p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>	<p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>
<p>ホ <u>調査研究に係る事務</u>に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p>	<p>← 例示列举</p>	
<p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p>	<p>ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p>	<p>ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p>
<p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が<u>経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>エ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が<u>経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>エ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が<u>経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
	<p>(7) <u>法令又は他の条例の規定により、公にすることができないとされている情報</u></p>	<p>(8) <u>法令等の規定により、開示することができないとされている情報</u></p>

制度見直し検討項目 9 について

検討項目	その他条例で定めることができる項目（実施機関の定義・事業者に関する規定・市民の責務・運用状況公表 等）	
関係規定	現行条例	改正法
	第 2 条第 1 号	第 2 条第 1 1 項第 2 号
	第 2 条第 1 0 号・第 4 条・ 第 4 4 条～第 4 8 条	第 1 3 条・第 1 4 条
	第 5 条	—
	第 5 1 条	第 1 5 条
	第 4 9 条	第 1 6 5 条
新条例への規定の可否 (国の考え方)	<p>【改正個人情報保護法の規定により、必要に応じて条例で定めることができる事項】</p> <p>・事業者及び市民の権利義務に実体的な影響を与えない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規程を設けることは妨げられない。</p>	

1 背景・事情

◆文書法制課において、改正個人情報保護法（改正法）と本市個人情報保護条例（現行条例）を比較したところ、改正法に規定がなく（現行条例に規定があり）、施行条例で規定する必要があるか判断が必要なものは以下の内容である。

○実施機関の定義

芦屋市には、財産区（「芦屋市／打出／芦屋／財産区」、「芦屋市／三条／津知／財産区」）があり（現行条例では適用対象ではない）、以下の個人情報保護委員会の情報提供より、施行条例の適用対象に含めるか当該財産区を適用対象とした条例を個別に制定する必要がある。

【参考】個人情報保護委員会事務局からの「改正個人情報保護法の施行に向けた情報提供について」

個人情報保護法で規定する「地方公共団体」には一部事務組合や広域連合、財産区等の特別地方公共団体も含まれるため、その執行機関は個人情報保護法第 2 条第 1 1 項に規定する「行政機関等」に該当します。したがって、個人情報保護法第 5 章等に定める規律の適用を受けることとなり、保有個人情報の多寡にかかわらず、必要な条例を整備することとなります。よって、少なくとも個人情報保護法によって条例に委任されている保有個人情報の開示請求に係る手数料の額（個人情報保護法第 8 9 条第 2 項）については、条例で定める必要があります。

○事業者に関する規定

【現行条例】「事業者の定義（第 2 条第 1 0 号）」「事業者の責務（第 4 条）」、「指導及び助言（第 4 4 条）」、「説明又は資料の提出要請（第 4 5 条）」、「勧告（審査会の意見を聴いた上で）（第 4 6 条）」、「事実の公表（審査会の意見を聴いた上で）（第 4 7 条）」、「苦情の相談の処理（第 4 8 条）」

◆事業者の責務

・市の施策に協力することを事業者に対し義務付けるものは、事業者の権利義務に実体的な影響を与えるため、条例において同旨の規定を置くことは許容されない。

◆事業者への指導・助言から勧告・公表

・事業者への指導・助言から勧告・公表までの制度は、法においても規定されており、国の個人情報保護委員会が行うこととされている。

・「勧告（審査会の意見を聴いた上で）（第46条）」については、審査会の担当事務として許容されない。

・「事実の公表（第47条）」については、法律に規定がないため、条例に規定することは許容されない。

・近年、市による指導・助言から勧告・公表までの制度の実績はない。

【参考】

・法は、地方公共団体に対して事業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、事業者に対して強制力を伴う形で事実確認や是正勧告を行うことはできない。地方公共団体独自の措置として、任意の協力を求める形で事業者に対して事実確認及び是正勧告を行うことは妨げられないが、その場合でも事業者に対する是正勧告を行うに当たっては、委員会が示すガイドライン等を十分に参照した上で対応することが求められ、齟齬が生じない対応を行う必要がある。また、市民や対象となる事業者等においても当該運用について誤解が生じないようにしなければならない。

・個人情報保護委員会においては、事業者による個人情報等の適正な取扱いを確保するため、相談ダイヤルに寄せられる情報、個人データの漏えい等の事案に関する報告等、多様な情報源から得られる情報を総合的に活用し、事業者に対して指導・助言を行うほか、必要に応じて報告徴収、立入検査を行う。

◆苦情の相談の処理

・改正法第14条の規定により、地方公共団体が苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、市においては、条例第48条に基づき、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めてきた。

・今後も、市長に対して市民等から苦情相談があることを踏まえ、苦情相談処理の事務は引き続き必要と考えられる。

・市の窓口は、消費生活センター、市民参画・協働推進室及び文書法制課である。

・令和3年度の苦情処理・苦情相談の件数は20件であった（消費生活センター15件、市民参画・協働推進室5件）。

○市民の責務

・現行条例では、個人情報の保護に関する市民の一般的な責務を定めているが、改正法では、市民（国民）の責務の規定はない。

○国等との協力

・現行条例では、個人情報保護施策をその目的に沿って実施していくには、「国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」の協力を得て総合的な施策として行っていく必要があるため国等との協力規定があるが、改正法では、「独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人」との協力の規定はない。

○運用状況公表

現行条例では、「市長は、毎年度、この条例の施行の状況について、公表しなければならない。」と規定し、本市は市民に以下の内容を公表している。主体的な公表体制を通じて、市民への説明責任を確保する趣旨からも、継続して市長が市民に公表することが必要と考えられる。

- ① 個人情報取扱事務の登録件数
- ② 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数
- ③ 開示請求等に対する開示・不開示等の件数
- ④ 審査請求件数
- ⑤ 苦情処理、苦情相談の件数

改正法では、第165条第1項において、「委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。」と規定し、同条第2項において、「委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。」と規定している。

2 論点

改正法に規定がない現行条例の規定について、施行条例で定める必要があるものはあるか。

※規定の内容、文言については、改正法に抵触しないか個人情報保護委員会に確認することができ、結果として規定できない場合もある。

3 市の考え方（方向性）

事業者への指導・助言から勧告・公表までの制度は、法において規定され、個人情報保護委員会が行うこととされており、現行の制度を維持する意義は乏しく、現行条例の事業者に関する規定（「苦情の相談の処理（第48条）」を除く。）について、個人情報保護委員会の見解も踏まえ、条例に規定しないこととする。

その他については、個人情報の主体は市民であること、現行の個人情報保護の水準を維持することを踏まえ、「(仮称) 芦屋市個人情報保護法施行条例案」に記載のとおり、規定する方向とする。

制度見直し検討項目 10 について

検討項目	その他制度の変更点（開示請求権・任意代理人による請求権・漏えいの報告 等）	
関係規定	現行条例	改正法
	第 17 条	第 76 条
	—	第 68 条

1 背景・事情

◆開示請求権

現行条例では、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。」と規定し、法定代理人の開示請求権の制限について定めている（15歳以上の者は少なくとも本人の意思の確認が必要となるという解釈である。）。

一方で、改正法では、「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。」という規定のみである。

【参考】個人情報保護委員会の見解

- ・未成年者の法定代理人による開示請求については、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付けることは、実質的に任意代理のみを認めて法定代理を認めないこととなり、そのような法施行条例を規定することはできない。
- ・法定代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあるような場合には、当該保有個人情報は法第78条第1項第1号に規定する不開示情報に該当するため、同号該当性の判断に当たって、必要に応じて本人の意思を確認することは妨げられない。
- ・改正法においても、「第三者に対する意見書提出の機会の付与等」の規定により本人の意思確認を行うこともできる。

◆任意代理人による請求権

改正法では、開示請求、訂正請求、利用停止請求において任意代理人による請求が認められている。

【参考】個人情報保護委員会の見解（任意代理人による開示請求の場合）

- ・開示請求を行う任意代理人に対して、政令第22条第1項又は第2項に規定する任意代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、任意代理人本人であることを確認するとともに、政令第22条第3項に規定する資格を証明する書類の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人（委任者）の任意代理人の資格を有することを確認する。
- ・なりすましや利益相反の防止といった観点からは、任意代理人からの申請があつた場合において、適切に本人確認を行うほか、代理人の資格について、必要に応じて、委任状その他その資格を確認する書類の確認を補充するものとして代理人の資格の確認のための行為を積み重ねることが重要である。

また、開示の方法を工夫することなどと合わせて、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが必要である。

【なりすましや利益相反の防止のための対応の例】

事例1) 請求を受けた後に、電話により請求者本人を通話口呼び出し、口頭で委任の事実を確認する。

事例2) 請求の対象となっている本人の住所地にある地方公共団体に対して、当該本人が住民基本台帳制度におけるドメスティックバイオレンス等の被害者の保護のための支援措置の対象となっていないかを照会するなどし、請求者(任意代理人)との関係について確認する。

事例3) 請求者(任意代理人)又は請求の対象となっている保有個人情報に係る本人の了解を得て、当該本人限定受取による郵便物として送付する。

◆漏えいの報告

・改正法第68条(第1項)

1 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

・規則第43条

法第68条第1項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(5) 条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第68条第1項の報告を行う場合であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。)

・法第68条第2項

行政機関の長等は、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、規則で定めるところにより、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければならない

2 論点

変更後の個人情報保護制度を運用するにあたっての意見はあるか。

3 市の考え方（方向性）

改正法、国ガイドライン等に基づき適切に運用するとともに、必要に応じて規則等の整備を行う。

(仮称) 芦屋市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(定義)

第 3 条 この条例における実施機関は、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び財産区をいう。

(国等との協力)

第 4 条 市長は、個人情報の取扱いに関して、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に協力を求め、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人からの協力の求めに応じるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(苦情の相談の処理)

第 6 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

(個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿)

第 7 条 法第 75 条第 5 項の規定により、実施機関は、法第 74 条第 2 項第 9 号に掲げる本人の数が令で定める数に満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することができる。

(開示請求に係る手数料)

第 8 条 法第 89 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 法第87条の規定により、写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第9条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審査会への諮問)

第11条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条の表に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例又は規則の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第12条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報保護制度の運用状況について、公表しなければならない。

(補則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の前日に旧条例第17条第1項、第28条第1項又は第34条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて

検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 第1項第2号に掲げる者が、法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても各項の罰金刑を科する。

6 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。